

協同

月刊 BUSINESS-LINK 中小企業連携組織活性化情報

京都府中小企業団体中央会

京都ビジネス交流フェア2019に出展	1
特集Ⅰ 平成31年度税制改正 中小企業・小規模事業者関係税制改正のポイント	2~5
再発見! 連携のチカラ No.111 静岡県重機建設業工業組合(静岡県)	6
中央会NEWS 平成30年度 協同組合部会 部会総会・研修会を開催	7
平成30年度 外国人技能実習制度適正化講習会を開催	7
特集Ⅱ 京都府の労働事情②	8~9
特集Ⅲ 組合事務のポイント	10
会長コラム No.77 世界に通じるか	11
京都経済お天気	11

京都ビジネス交流フェア2019に出展

本会では2月14日(木)・15日(金)に京都パルスプラザにて開催された「京都ビジネス交流フェア2019」(主催:京都府、公益財団法人京都産業21)において、昨年度に引き続き中央会エリアを設置するとともに、ものづくり補助金を実施した事業者が、補助金を活用して開発した新製品、新技術、サービス等の成果を紹介することに加え、販路開拓・事業化促進を目的とした、ものづくり補助金実施事業者コーナーを設置した。

本フェア内では、京都ものづくり企業の持つ優れた加工技術や最新の製品技術をアピールする「ものづくり技術ビジネスマッチング展」を中心に、「マッチングステーション」「イノベーション連携促進コーナー」「近畿・四国合同広域商談会」「京都中小企業技術顕彰コーナー」が展開され、2日間で延べ6,200名が来場した。

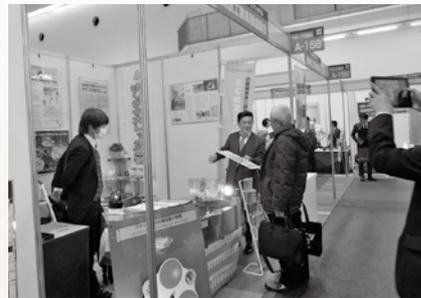
本フェアの出展を通じて、出展団体・事業者の広報・販路拡大並びに複数の商談に繋げることが出来た。

〈中央会エリアの出展団体〉

協同組合日新電機協力会、協同組合日新電機協力会青年経営研究会、協同組合京都府金属プレス工業会、京都府プラスチック協同組合、綾部鉄工工業協同組合、京都府印刷工業組合、京都府紙器段ボール箱工業組合、舞鶴工業集積協議会、京都府シートメタル工業会、京都伝統工芸協議会 10団体

〈ものづくり補助金実施事業者エリア出展事業者〉

株式会社ムーブ、株式会社飯田照明、株式会社坂製作所、株式会社大日本科研、株式会社エムアールサポート、マイコム株式会社、株式会社丹宇、アイ'エムセップ株式会社、FES株式会社、浅井プラパーツ株式会社、株式会社タイヨーアクリス、増鍊工業株式会社 12事業者



「ありがとう」「ごめんね」「大じょうぶ？」 やさしい言葉 気持ちがいいね

京都人権啓発推進会議/京都府中小企業団体中央会

平成31年度税制改正大綱が閣議決定され、経済産業省関係の税制改正が公表されました。

ここでは、中小企業・小規模事業者に関する税制改正のポイントについてご紹介いたします。

個人版事業承継税制の創設（相続税・贈与税） **新設**

今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加（※）。個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設する。

※ 拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4,000件に迫る勢い。

改正概要

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで）

○機械・器具備品

（例）工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○車両・運搬具

○生物（乳牛等、果樹等）

○無形償却資産（特許権等）

等

【工作機械】



【診療機器】



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要

②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

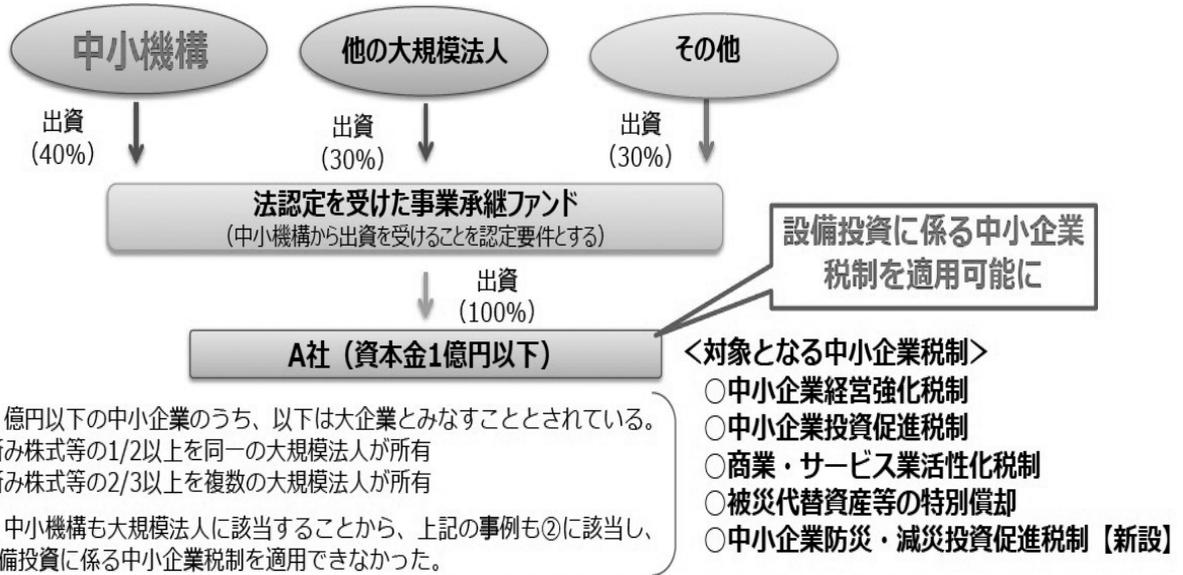
中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例（法人税・法人住民税・事業税） **新設**

将来的なM&Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、近年その数は増加傾向。

他方、事業承継ファンドを通じた中小機構による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがある。このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合には、中小機構出資分を大企業保有分と評価しないこととする措置を講ずる。

【適用期限:各租特の適用期限に準ずる】

改正概要



中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置の創設 (法人税・所得税・事業税) 新設

自然災害が頻発する中、災害による影響を軽減するための事前対策の強化は喫緊の課題。

中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、特別償却（20%）を講じる。

事業者が作成した事前対策のための計画を、経済産業大臣が認定。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。 【適用期限:平成32年度末まで】

改正概要

税制の概要

【対象者】

事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

<対象設備>

- ✓ 機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却（20%）を講じる。

【税制措置のスキーム】



中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長 (法人税・所得税・法人住民税・事業税) **延長・強化**

中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするための税制として、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制を措置しているところ、中小企業の積極的な設備投資を後押しし、「生産性革命」の実現を図る観点から、これらの措置の適用期限を2年間延長。

加えて、中小企業経営強化税制については、働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点から、対象設備を明確化するという強化を行う。 **【適用期限:平成32年度末まで】**

改正概要

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒延長・強化			
	(生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資)			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒延長		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒延長	

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

中小企業者等の法人税率の特例の延長 (法人税・法人住民税) **延長**

中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されている。海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘される中、中小企業・小規模事業者の経営基盤を引き続き強化するため、本税制措置の適用期限を2年間延長。

【本則:期限の定めなし】・【租税特別措置法:適用期限 平成32年度末まで】

改正概要

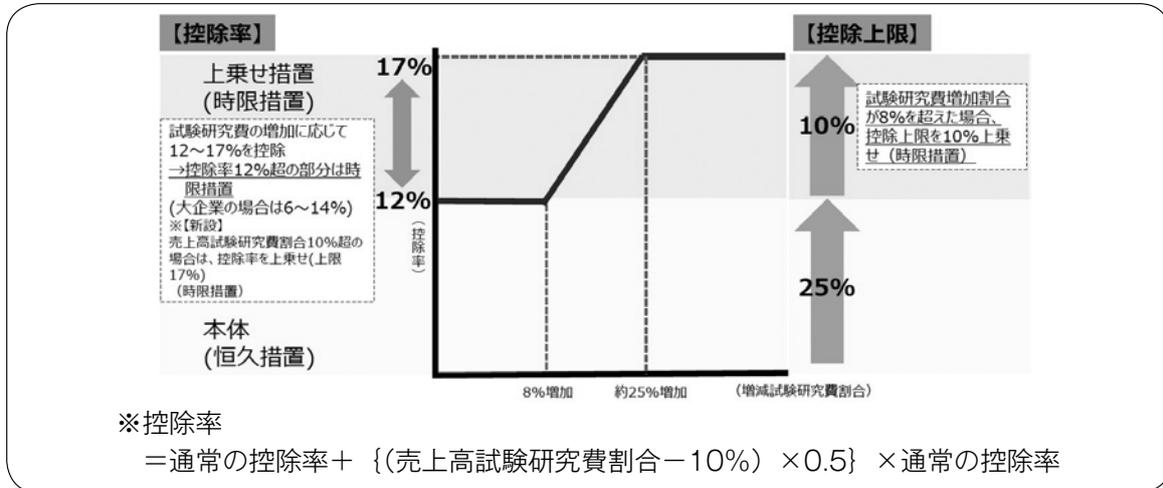
- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている (本則)。
- 当該税率を、平成33年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減 (租税特別措置)。

対象	本則税率	租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>

研究開発税制の拡充（中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置の延長）（所得税・法人税・法人住民税） 延長

中小企業技術基盤強化税制は、試験研究費の12%に相当する額を法人税額から控除する制度（法人税額の25%が上限）。試験研究費を一定割合増加させた場合には、最大で試験研究費の17%、法人税額の35%まで控除可能となっており、この上乗せ措置を2年間延長する。 【適用期限:時限措置については平成32年度末まで】

改正概要



その他の項目

<拡充・制度整備>

信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長（登録免許税）

有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図るため、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、その適用期限を2年延長する。

保険会社等の異常危険準備金の延長（法人税・法人住民税・事業税）

火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会が、今後の異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、その適用期限を3年延長する。

特別貸付けに係る金銭消費貸借契約書における税制上の所要の整備（印紙税）

商工中金が激甚災害により被害を受けた者に対して行う国の制度によらない災害復旧資金の貸付けにおける金銭消費貸借契約書に係る印紙税については非課税とする。この改正は平成30年5月20日以後に発生した激甚災害に係る金銭消費貸借契約書について適用する。

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の適用に係る手続等の見直し（相続税・贈与税）

事業の継続・発展を通じた地域経済及び雇用の維持・活性化を図る観点から、中小企業経営者の事業承継をより一層後押しするため、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の適用に係る手続等について、所要の措置を講ずる。

<廃止>

中小企業等の貸倒引当金の特例の廃止（法人税・法人住民税・事業税）

貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに1/5ずつ減少した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

<ご参考>

平成31年度中小企業関係税制改正の詳細は、中小企業庁ホームページをご覧ください。

URL <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181226zeiritu.htm>

共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例をご紹介しますこのコーナー。今回は、専門性と継続性の高い戦略的な教育訓練を通じて、組合員の社会的地位の向上を実現し、従業員の職場定着率向上に寄与している組合の事例です。

組合員の安定した事業経営に寄与した技術、技能の伝承

静岡県重機建設業工業組合（静岡県）

建設機械操作の資格取得は、同業他社との差別化に不可欠である旨、組合員に繰り返し普及啓発を行うとともに、資格取得に事業を特化したことが、従業員の資格取得率の向上につながった。

背景と目的

労働者の安全確保を重視した昭和46年の「労働安全衛生法」施行に伴い、ブルドーザーなどの建設機械操作にも資格制度が導入された。その制度を普及啓発する全国組織である（一社）日本機械土工協会の県支部として同年に発足した静岡県重機建設業協会を発展的に解消させ、教育訓練事業の強化、建設機械・資材安定供給、対外的信用力の向上を目的に昭和55年に組合を新たに設立した。

事業・活動の内容と手法

組合設立目的の一つに人材育成を掲げており、組合発足当初から組合員の後継者や従業員に対する建設機械の操作資格取得のための研修会を開催。資格取得率を向上するためには研修内容の専門性と継続性を高めた教育訓練が必要であるため、翌年からは教育訓練事業を専門に実施する職業訓練法人静岡県建設業能力開発協会を立ち上げ、同協会が主宰する「静岡県建設学院」と連携しながら資格取得のための教育訓練事業を開始した。

組合としては職業訓練法人の運営経験とノウハウ等がなかったため、発足当初より職業訓練法人の所管先である労働基準局のOBを招聘し、アドバイスを得ながら運営を開始。試行錯誤を繰り返しながらも組合事務局をけん引する専務理事と二人三脚で運営にあたり、事業は円滑に行われて問題もなくスタートを切ることができた。現在も、設立当初に作り上げた「啓発と情報発信は組合」「資格取得は協会」といった教育訓練における棲み分けに基づき研修事業を行っている。

教育訓練は小規模の組合員を対象としているため研修規

模も大きくない。このため参加者は少人数となるため1人当たりの建設機械の操作実習時間が長く確保でき、目の行き届いた研修が可能となり、小規模研修の強みが発揮されている。また、建設業界の動向を踏まえたカリキュラムによって、建設全般にわたっての基本的知識と実技を確実に身につけ、より専門性の高いかつ新しい技能や技術を習得できるようになっている。

成果・効果

教育訓練事業の実施により、組合員企業が行う工事は高い技術力と安全施工で業界内での信頼度が増した。また、労災事故も大幅に減少して労働監督行政等からの評価も高い。また、受講した組合員従業員のモチベーションのアップにも繋がり、職場定着率も向上している。建設機械操作の資格取得は、同業他社との差別化に不可欠であると組合員に対して繰り返し普及啓発を行ってきたこと、その一方で、教育訓練の専門性、継続性を提唱し職業訓練法人を立上げ、資格取得に事業を特化したことで組合従業員の資格取得率も向上した。



足場組立実習風景



ローラー実技風景

《組合DATA》

静岡県重機建設業工業組合
〒426-0007 静岡県藤枝市潮105-5
☎ 054-647-3231



- ★ 補助金に関する検索・申請ならミラサポ! 電子申請もできます!
- ★ 補助金や支援施策のポイントがよくわかる巻頭特集!
- ★ 経営課題に応える専門家を年3回まで無料派遣!
- ★ 全国の事業者・専門家などが参加するミラサポコミュニティで交流できる!
- ★ ビジネス創造のヒントや便利なITツールも満載!
- ★ メルマガ登録で、行政の動きや補助金情報をいち早く受け取れます!



ミラサポは、中小企業庁委託事業として
中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

<https://www.mirasapo.jp/>

ミラサポ

検索

平成30年度 協同組合部会 部会総会・研修会を開催

協同組合部会(部会長 京都府プラスチック協同組合 宮本研二理事長)では、2月6日(水)にホテルモントレ京都において部会総会と研修会を開催し、部会所属組合の理事長をはじめ傘下組合員企業の代表者等約60名が出席した。

昨年に地震・台風等の自然災害が多く発生し、いざという時の備えの重要性を再認識することとなったことを受け、今回の研修会では、火山学・地球科学の専門家としてテレビやマスコミなどでも幅広く活躍の京都大学大学院 教授 鎌田浩毅氏をお迎えし、「『大地変動の時代』の京都の震災リスクと事業継続への備え」と題し、迫りくる「南海トラフ巨大地震」をはじめ京都の震災リスクを学ぶとともに、大規模災害が発生した際に自社の事業活動を止めることなく、迅速な復元力を発揮するための有事における事業経営上の備えをテーマに開催した。

研修では、大規模な影響が懸念される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、富士山噴火の際の被害規模、発生確率等について講師から分かりやすく説明され、とりわけ京都への影響が大きい南海トラフ巨大地震については、人口・経済活動の密度が高いエリアを襲うことから、被害規模としては東日本大震災の10倍を超える影響が生じることが示された。

さらに、京都は震災による建物の倒壊・火災等への対策を講じる必要はあっても、津波の影響を受けることはなく、被害の大きい場所を優先して支援活動が進められることを考えれば、京都は十分な支援を受けることへの期待はせずに被災を想定することの必要性が述べられた。

経営者は、人の命を守ることを大前提とし、事業の早期復旧のためにリスクを分散することや同業者・サプライチェーン等での連携、さらにはより被害の大きい被災地のために京都の事業者がどう備え、何ができ、どのように復旧・復興への役割を果たしていくのかを考えることが重要と説かれた。

また、引き続き開催した部会総会において、協同組合部会第4分科会の委員長に京都パン協同組合 山本隆英理事長を、副委員長に京都府漬物協同組合 平井達雄理事長を選出するとともに、第4分科会山本委員長を協同組合部会の副副会長に選任した。



講師 鎌田浩毅氏

平成30年度 外国人技能実習制度適正化講習会を開催

2月8日(金)に、外国人技能実習生共同受入事業を実施している組合の代表者を対象とした講習会をホテルグランヴィア京都において開催した。当日は、外国人技能実習機構大阪事務所所長の濱本英行氏から「外国人技能実習制度の現状(実地検査や問題事例)ー適正な技能実習生受入・監理での監理団体の役割についてー」というテーマで、一昨年11月1日の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行後の状況と併せて、監理団体の果たすべき役割についてご説明いただいた。また、京都府職業能力開発協会技能認定課長の木村兼喜氏からは、「外国人技能検定をめぐる状況等について」及び「京都府(協会)の対応等について」というテーマで、他県での監理団体許可取消し事例等を踏まえて、監理団体が組合員に対して日頃から監理・指導することの重要性について強調された。最後に、京都働き方改革推進支援センターの社会保険労務士 富樫保氏からは、「外国人技能実習生の年次有給休暇の取得について」というテーマで、本年4月1日から改正される「働き方改革関連法」について、外国人技能実習生へも対応が必要となることを中心にご説明いただいた。外国人材の受入については、本年4月に改正入管法の施行を控えており、例年よりも多くの出席者があり、適正な制度実施に対する参加組合の熱意溢れる会となった。



講師 濱本英行氏



講師 木村兼喜氏



講師 富樫保氏

アイシーエル人材育成研修 定員 各20名

2019年

新入社員研修

少人数制!(各回20名) 実践的ロールプレイング!
10月頃開催のフォローアップ研修に無料ご招待!

中央会会員様
表示金額より
10%OFF

2日 ¥32,400(税込)

※①②どちらか1日だけの受講も可能です。1日 ¥16,200(税込)

	1日目	2日目
①	4月2日(火)	4月3日(水)
②	4月9日(火)	4月10日(水)

中央会特別会員

icl

☎075-708-7253

URL <http://www.icl-web.co.jp> E-mail training@icl-web.co.jp

詳細・お申し込みは Web サイトへ

アイシーエル 検索

株式会社アイシーエル

〒600-8413 京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町 680-1 第八長谷ビル 10F

営業時間 9時~18時(土・日・祝日は休業)

本会では、京都府内の中小企業の経営状況等を的確に把握するため、中小企業の抱える課題を様々な視座から分析し、各事業主・事業所の個性がいかに発揮される環境整備に資するため、昭和39年より「中小企業労働事情実態調査」を実施しています。

2018年2月号では、平成30年度中小企業労働事情実態調査報告書より、「従業員数」「従業員の労働時間」「従業員の有給休暇」「新規学卒者の採用」についてご紹介しました。今回は、「長時間労働、同一労働同一賃金への対応について」及び「賃金改定」についてご紹介いたします。

1. 長時間労働、同一労働同一賃金への対応について

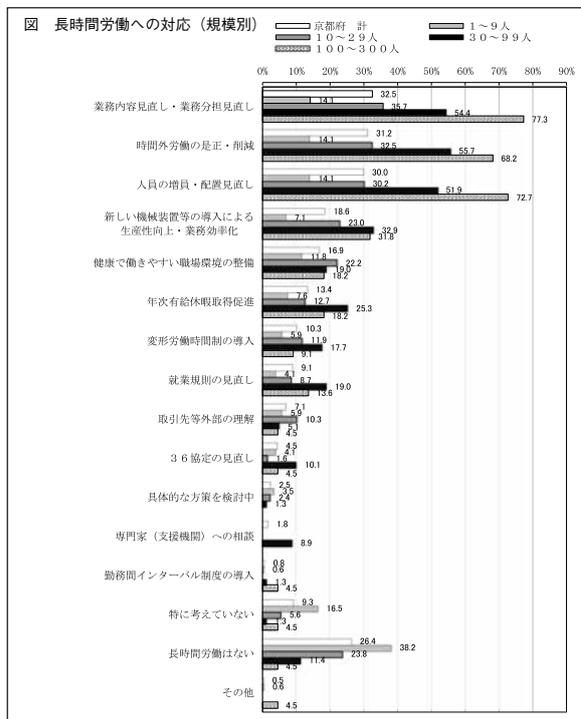
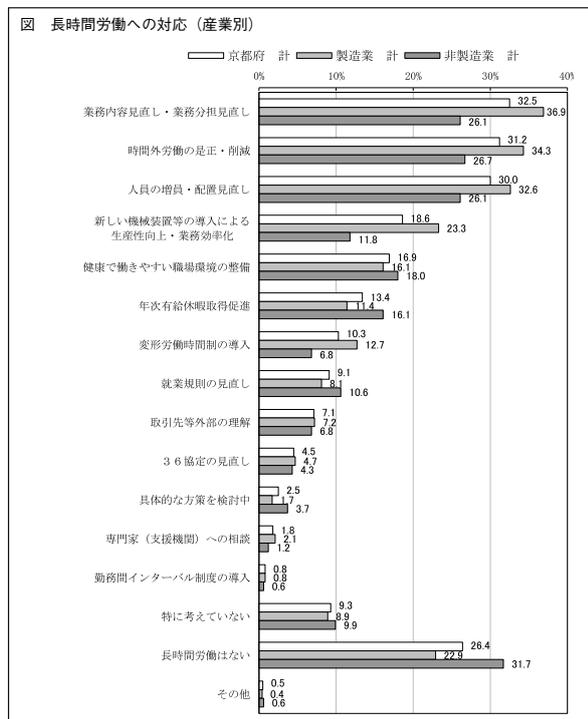
(1) - 1. 長時間労働への対応（産業別）

長時間労働への対応についてみると、京都府計では「業務内容見直し・業務分担見直し」が32.5%で最も多く、次いで「時間外労働の是正・削減」(31.2%)、「人員の増員・配置見直し」(30.0%)と続いている。

産業別にみると、製造業・非製造業ともに「業務内容見直し・業務分担見直し」(製造業：36.9%、非製造業：26.1%)、「時間外労働の是正・削減」(製造業：34.3%、非製造業：26.7%)、「人員の増員・配置見直し」(製造業：32.6%、非製造業：26.1%)が上位3項目となり、京都府計同様の傾向がみられるが、製造業のスコアが3割台に対して、非製造業のスコアは2割台と低くなっている。一方、非製造業は「長時間労働はない」が3割台と高くなっている。

(1) - 2. 長時間労働への対応（規模別）

長時間労働への対応について規模別にみると、概ね大規模事業所ほど多くなっている。京都府計の上位3項目の「業務内容見直し・業務分担見直し」、「時間外労働の是正・削減」、「人員の増員・配置見直し」では、「100～300人」の事業所の6割台～7割台が対応しており、次いで「30～99人」の事業所で5割台、「10～29人」の事業所で3割台、「1～9人」の事業所で1割台となっている。一方、「長時間労働はない」と回答した事業所は、「1～9人」の事業所で4割弱、「10～29人」の事業所で2割台、「30～99人」の事業所で1割台、「100～300人」の事業所では1割以下となり、小規模事業所ほど多い傾向がみられる。



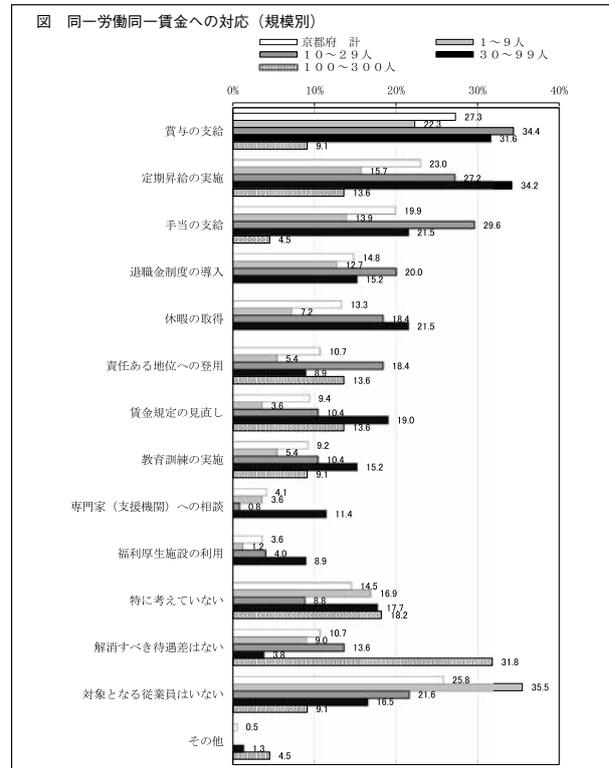
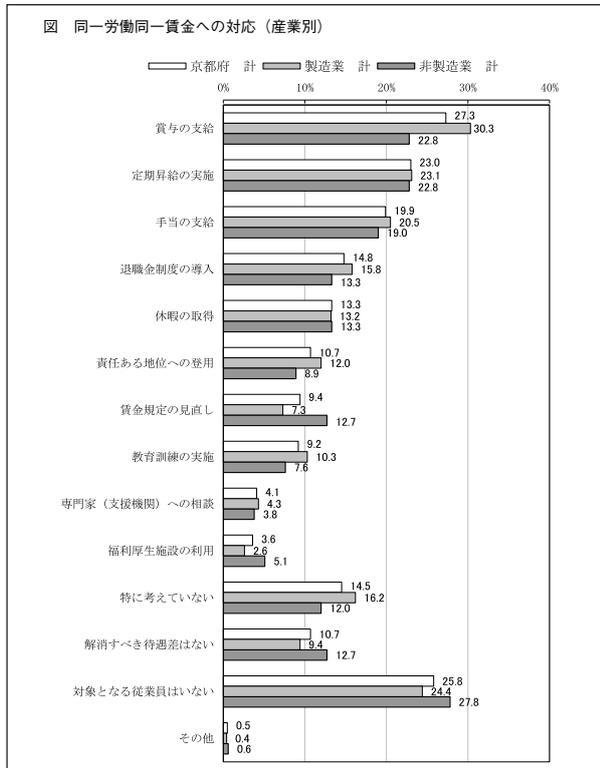
(2) - 1. 同一労働同一賃金への対応（産業別）

同一労働同一賃金への対応についてみると、京都府計では「賞与の支給」が27.3%で最も多く、次いで「定期昇給の実施」(23.0%)、「手当の支給」(19.9%)と続く。

産業別にみると、製造業・非製造業ともに「賞与の支給」、「定期昇給の実施」、「手当の支給」が上位3項目となり京都府計と同じ傾向となっている。概ね製造業のスコアが非製造業のスコアを上回っていることから、非製造業に比べて、製造業の方が同一労働同一賃金に対応している傾向がみられる。

(2) - 2. 同一労働同一賃金への対応（規模別）

同一労働同一賃金への対応について規模別にみると、概ね「10～29人」「30～99人」の事業所でスコアが高く、次いで「1～9人」の事業所、「100～300人」の事業所と続く。「30～99人」の事業所では「休暇の取得」「教育訓練の実施」「専門家（支援機関）への相談」「福利厚生施設の利用」など賃金以外の項目もスコアが高くなっている。一方、「100～300人」の事業所では、全体的にスコアが低く2割以上の項目はみられない。



2. 賃金改定

(1) 賃金改定の実施状況

賃金改定の実施状況をみると、京都府計では「引上げた」が48.6%で最も多く、次いで「今年を実施しない（凍結）」（19.6%）、「未定」（19.1%）、「7月以降引上げる予定」（11.1%）と続き、「引上げた」事業所の割合は、前年度調査の46.4%から2.2ポイント増えている。

産業別に「引上げた」事業所の割合をみると、製造業（48.4%）、非製造業（48.8%）と拮抗している。

規模別に「引上げた」事業所の割合は大規模事業所ほど多くなっており、なかでも「10人以上」の事業所と「10人未満」の事業所との差異が大きく、「10～29人」の事業所で56.1%、「30～99人」の事業所で65.0%、「100～300人」の事業所で68.2%であるのに対し、「1～9人」の事業所では33.3%にとどまっている。

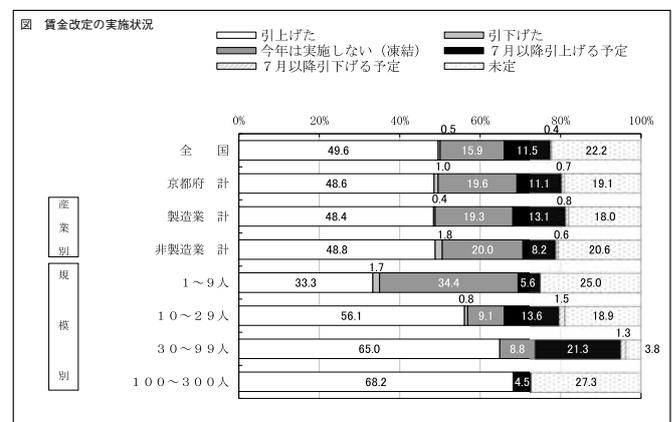
(2) 改定額、率（賃金改定で引き上げを行った事業所）に対する質問

賃金改定の額・率をみると、京都府計の加重平均で、改定後の賃金：270,518円、同昇給額：7,430円、同昇給率：2.82%で、いずれも全国平均を上回ったが、改定後の賃金は前年度調査（270,568円）を若干下回った。

産業別にみると、前年度調査同様、改定後の賃金は非製造業（289,802円）が製造業（260,792円）を上回り、昇給額・昇給率も非製造業が上回っている。

改定後の賃金が高い業種（加重平均対象者数10名以上）をみると、「情報通信業」（302,391円）、「総合工事業」（337,528円）、「設備工事業」（316,066円）、「卸売業」（327,346円）などで30万円を超えるなど、前年同様、非製造業種で高額な業種が多くなっている。また昇給額の高い業種としては「化学工業」（12,524円）、「情報通信業」（11,937円）、「総合工事業」（18,514円）などがある。

規模別で改定後賃金が高くなるのは、「100～300人」の事業所の293,156円となっている。



特集Ⅲ

組合事務のポイント 事業年度末～総会終了後の手続き

3月末に事業年度末を迎える組合が多いことから、年度末から通常総会開催後の必要な手続きについて再確認をしていきますので、チェックシートとしてご活用下さい。

- 【事業年度末】
 - 事業年度末決算処理
 - 出資の変更登記 → 年度末から4週間以内
 - 決算関係書類・事業報告書の作成
 - ※決算関係書類とは・・・財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（又は損失処理案）
 - 決算関係書類・事業報告書を監事へ提出
 - ※監事の権限が会計監査に限定されている場合には、事業報告書の監査は不要
 - 監査報告書の提出
 - 理事会の招集通知の発送 → 理事会の7日前までに
 - ※全員の同意があれば招集手続きは省略可
 - ※定款の規定を変更すれば短縮可
- 【理事会の開催】
 - 決算関係書類・事業報告書を組合事務所に備置き → 総会の2週間前までに
 - ・通常総会提出議案の審議
 - ・監事の監査を受けた決算関係書類・事業報告書の承認
 - ・通常総会開催日時・場所等の決定
 - 通常総会招集通知の発送、決算関係書類・事業報告書・監査報告書の提供
 - ※招集通知に決算関係書類・事業報告書・監査報告書を添付
 - ※招集通知は総会期日の10日前までに組合員に到達が必要
- 【通常総会の開催】
 - 事業報告書及び決算関係書類の承認
 - 事業計画及び収支予算の決定
 - 定款変更
 - 役員選挙
 等

役員選挙が行われた場合等
 【理事会の開催】
 ・代表理事の選定 等
- 【通常総会終了】
 - 所管行政庁に決算関係書類等を提出 → 通常総会終了後2週間以内
 - 所管行政庁に役員変更届 → 理事・監事を変更した場合、就任日から2週間以内
 - ※役員の名又は住所に変更があった日から2週間以内に提出
 - 法務局に代表理事変更登記 → 代表理事を変更した場合、変更を生じた日から2週間以内
 - ※重任の場合も含む
 - 所管行政庁に定款変更認可申請 → 定款変更を決議した場合、速やかに
 - 法務局に定款変更に伴う登記 → 定款変更認可書の到達の日から2週間以内
 - ※定款変更の内容が登記事項である場合
- 【税務申告】 → 年度末終了後2ヶ月以内
- 【関連】 代表理事を変更（新旧代表理事が別）した場合、組合の事務所を移転した場合には、税務署等及び取引金融機関への届け出等が必要 → 変更登記完了後

《組合事務等についてご不明な点がございましたら、以下までお問合せ下さい》

京都府中小企業団体中央会 本部 ☎ 075-708-3701(代) 北部事務所 ☎ 0773-76-0759

協会けんぽ(全国健康保険協会)にご加入の皆様にご大切なお知らせです

4月納付分から協会けんぽ京都支部の 保険料率が変わります

健康保険料率
(都道府県単位)

平成30年度
(平成31年3月納付分まで)

10.02%

→
(0.01%引上げ)

平成31年度
(平成31年4月納付分から)

10.03%

介護保険料率※
(全国一律)

1.57%

→
(0.16%引上げ)

1.73%

※40歳から64歳までの被保険者様(介護保険第2号被保険者)が、健康保険料に加えてご負担。



全国健康保険協会 京都支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

☎ 075 - 256 - 8630 (企画総務グループ)

〒604-8508

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634

世界に通じるか



週刊誌2誌を読んでいる。週刊新潮と週刊文春。週刊新潮の方がどこかスネて面白かった。そう、過去の話だ。新潮社も方針が変わったのか、最近はスキャンダル記事ばかり。それがどうしたという程度の話だが、芸能人と政治家がターゲット。もう一つの雄だった週刊文春はもっと酷い。ただ、この2誌、他の週刊誌よりはままだし。他は、全く異質の世界。TVの芸能に興味のない小生には、“AKB”も“嵐”もさっぱりだし、「健康老人であるにはどうすべきか」とか「老人と性」など、こんなもの読む気もしない。

さてそんな出版界では、本屋で殆んど売れていないような週刊誌や月刊誌が発行し続けられている。なぜそんなことが可能なのか。小生の推測は次のとおり。

全国に図書館は大学等も含めると4~5千館あるといわれている。そこで働く職員には結構リベラルな人が多い。その人たちに圧倒的に強いのが、極左を含めた今の日本のマスコミの論調であり、そのような論調の週刊誌を支えているのが、図書館等施設での購入を含む1万ともいわれている定期購読者なのだ。

これって一種、いやかなりバイアスの掛かった思想統制ではないの。この出版不況の中で、本屋では売れない本が発行されているのはどうもおかしい。更に国による検定教科書ですら愛国心否定を是とするものが多いのも如何なものか。

先日、週刊新潮2月28日号の中で面白いコラムを見つけた。日本赤十字社医療センター化学療法科部長である里見清一氏のコラムだ。連載80回を迎えているのに初めて読んだ。

面白かったのは、「ナムアマダブツと唱えて、極楽往生できればいい」と思う念仏派と、もっと考えるべきだという密教派の話。平和憲法についても、「平和憲法を守ればいい」という念仏派は、密教派からすると「ただの思考停止に見える。」というのだ。

今後も続けて読んでみたい。

前文「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」

果たして、戦後から続くこの思考停止は世界に通じるのか。

会長 渡邊 隆夫

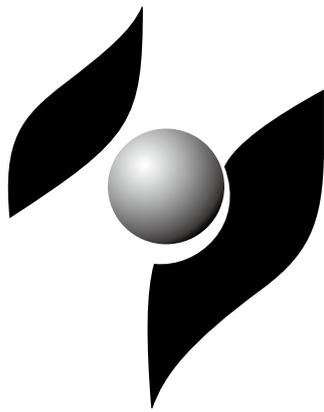
京都経済お天気

中小企業団体情報連絡員1月分報告より

■景況感は悪化、今後の動向に注視が必要

業界景況天気図		概況	
全体	12月 → 1月 	製造業、非製造業ともに景況感は悪化している。人手不足の慢性化、原材料価格の高騰や物流コストの上昇、価格競争等、中小企業を取り巻く経営環境に不安材料は散見しており、今後の動向に注視が必要である。	
製造業	繊維工業 	受注状況は引き続き大変厳しい。消費マインドの悪化に伴い、発注事業所においては在庫調整の動きが顕著となっている。この結果、インクジェットの振袖には多少の動きはあるものの、特に型染の振袖についての受注量は近年にない程激減している。	
	出版・印刷 	物流コストの上昇に加え、製紙各社は本年1月出荷分から印刷用紙を20%以上値上げすると発表。用紙は印刷における原価の中で最も大きな割合を占めており、需要が減少し続けている中で用紙価格の引き上げは、更なる需要の減少に大きな影響を与えるのではないかと危惧している。	
	12月 	鉄鋼・金属 	1月度の景況は年明けから動向が鈍く、全体的に停滞気味である。業界では自動車産業（車載用部品）と半導体の一部は不変であるが、他は売上が減少してきている。
	↓ 1月 		一般機械等
		その他製造業 	プラスチック製品製造業では、中国マーケット向けの部品メーカーは減速・鈍化傾向となった。国内・米国向けの自動車部品も若干ながら鈍化傾向となり、米中の貿易摩擦の影響が出てきている。
非製造業	卸売 	化学製品卸売業では、中国において、環境規制が強化されたことにより規制を満たさない工場が相次ぎ操業を停止、未だ稼働は一部にとどまっている。そのことから、特に黒の染料を中心に染料価格が高騰している。	
	小売 	写真機・写真用品小売業では、廃液処理費など間接経費の上昇もあり収益が悪化している。燃料小売業では、今月は原油安から原油高へ転換し、2週連続で大幅な値上げとなったが、転嫁遅れでマージンは縮小した。	
	12月 	商店街 	京都市内中心部の商店街では、内外観光客に依存している割合が高いため、季節変動や為替変動も売上の数値にかなり影響を与えている。
	↓ 1月 		サービス
		建設 	波板や樺材、ブルーシートなど屋根修理関係の建築資材が不足している。例年1月は動きがないのが当たり前の月であって、景気は低め安定のまま推移している。
		運輸・倉庫 	1月としては燃料価格は下がったが、後半以降は上昇気味となり、2月が不安である。道路旅客運送業では、新年になり人の動きが極端に鈍くなっている。年始以降は天候も落ち着いていることもタクシーの需要を抑える要因であるが、人が出ていないという印象が非常に強い。

快晴 DI値 40以上	晴れ 20~40未満	くもり 20未満~△20未満	小雨 △20~△40未満	雨 △40以上
-------------	------------	----------------	--------------	---------



人を思う。未来を思う。

商工中金

新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

通常の債券・定期預金（固定金利）より 高めの金利（当金庫内比較）
をご提供します。ただし、原則として満期日前の解約はできません。

1年、2年、3年から期間が選べる

将来の計画に合わせて好きな期間を選べます。

- お預け入れは、50万円以上 1円単位です。
- お預け入れは、個人のお客さまに限らせていただきます。
- 詳しくは店頭の手ラシまたは ホームページをご覧ください。

商工中金 京都支店

〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 159-1

TEL 075-361-1120

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

会社を元気に！

中退共の退職金制度

国が掛金の
一部を助成

掛金は
全額非課税

管理が
カンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234

なが — い、おつきあい。

貯める、運用する、借り入れる、
積み立てる、備える、管理する…
京都銀行は、人生のさまざまなシーンで
皆様を応援します。

お気軽にご相談ください。

飾らない銀行

京都銀行

<https://www.kyotobank.co.jp/>

月刊中小企業連携組織活性化情報 協同
3/2019 平成31年3月1日発行 通巻867号

●編集・発行●

京都府中小企業団体中央会

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

☎ 075-708-3701 FAX 075-708-3725

URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp> E-Mail web@chuokai-kyoto.or.jp

表紙タイトル「協同」背景色は、京都府印刷(工)が京にゆかりのある名前を付した12色を創作したうちの「哲学の道色」です。